

【危機政策課長】

これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第24回本部員会議を始めます。

本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長で、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様オンラインで御出席いただいております。

それでは、進行を危機管理監お願いいたします。

【危機管理監】

はい。本日の会議は、オミクロン株により全国的に感染が急激に拡大する中、今般、政府が本県にまん延防止等重点措置の適用を決定した。このことを踏まえ、県内の感染状況、医療提供体制等の情報共有、今後の対応方針を決定するため開催いたします。

議事に入ります。議事（1）新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告してください。

【感染症対策担当部長】

はい。それでは、本県の感染症者の発生・入院等の状況について御説明をいたします。資料1を御覧下さい。

右下のページ数の2ページを御覧ください。青の折れ線グラフは、感染者総数となっておりますが、年明けから急上昇をいたしまして、1月25日昨日までで11,138人の感染者数となり、既に1万人を超えておりますことから、8月の第5波11,659人を超えるのは確実だと考えています。

めくっていただいて3ページにありますように、第6波は、第5波までの波と比較をいたしまして、感染者数が短期間で急上昇している傾向というのがお分かりいただけます。

下段の4ページは、この1か月の状況になります。昨日の感染者数は1,336件となり、過去最多を更新いたしました。人口10万人当たりの感染者数も205.58人となりまして、これも過去最高となっております。

1週間当たりの感染者数は2.44倍となっております。今月初めと比較しますと、下がってきてはおりますものの、2倍を超えている状況でありまして、感染の更なる拡大が危惧されます。

めくっていただいて5ページを御覧ください。発熱等受診相談センターへの相談件数と新規感染者数の状況です。昨年末から相談数が急上昇いたしまして、第5波の時の件数を超えています。この動きに合わせて感染者数も急上昇していることが分かります。

下段の6ページは検査状況ですけれども、検査件数は最大で1日5,500件程となっております。陽性率も24.99%と過去最高となっております。

めくっていただきまして、7ページから9ページにかけては、地域別の感染者数と病床使用率の状況であります。東部地域では病床利用率が40.1%で、中部が多少落ち着いてまして20%、めくっていただいて、西部が50%を超えて50.6%となっていて、国評価レベル3の基準である50%を越えつつある状況です。

10ページは全療養者の状況です。右上にありますように、1月24日現在で、全療養者数は8,295人、入院は178人、宿泊療養は331人、自宅療養は7,786人となっております。特に自宅療養につきましては、第5波最大数4,824人を超えております。

めくっていただいて、11ページは入院、それから死亡者の状況です。1月24日時点で重症者数が2人、入院者数は176人でありまして、これは第5波に比較すると低い水準で推移をしています。

12ページは今後の病床使用率の推移を見込んだものです。これまでの病床使用状況から推定いたしますと、1月末には現在確保しています即応病床数の50%を超えて、国の評価レベル3の基準値に達する見込みです。

めくっていただいて、13ページです。全県の年齢別の感染状況ですが、29歳以下で54%、39歳以下では82%と、現在の状況としては、圧倒的に若い年代での感染者が多い状況です。

14ページは、最近のクラスターの発生状況です。今月に入りまして、82件発生しています。そのうち42件が学校保育施設で発生、次いで、高齢者施設が11件となっています。

めくっていただいて、15ページはオミクロン株の変異株PCR検査の状況です。年末から急上昇し、84%となり、直近では95%ですので、感染者のほとんどの方はオミクロン株と推定がされます。

16ページ、ワクチン接種率の推移ですが、全年代で、1月23日現在で、1回接種した人が78.5%、2回接種した人が77.9%となっており、全国平均と比べて4ポイント近く高い数字になっています。

めくっていただいて、17ページは感染者のワクチン接種の状況ですが、直近では71%の方が2回接種を済ませており、ワクチンの予防効果が下がってきていることが分かると思います。

18ページはコロナ受入医療機関の一般病床の稼働状況と医師・看護師の休職の状況です。稼働状況ですが、稼働率が90%を超える病院が36%を占めておりまして、80%以上までを含めると6割以上となります。コロナ受入医療機関は、地域の救急や高度医療を担う病院が多いため、コロナ以外の通常医療におきまして、病床が逼迫していることが見て取れます。

また、コロナの感染のために休職している医師・看護師が合わせて106人いらっしゃる状況で、病院の運営の厳しさが増していると推定しています。

説明は以上です。

【危機管理監】

はい、ありがとうございます。この報告について質問等ございますでしょうか。

一旦、次に進めます。続きまして、議題（２）医療提供体制の確保及び感染対策等に向けた取組の状況について、健康福祉部から報告してください。

【健康福祉部】

はい。それでは、資料２の医療提供体制の確保及び感染対策等に向けた取組状況について、御説明をいたします。

始めに、病床の確保状況です。感染の拡大を受けまして、１月１３日に病床確保フェーズを１から２に引き上げをして、５１２床の確保を病院にお願いをしました。

その結果、昨日現在で、４９２床まで増加をしています。先程の医療機関の状況にもありましたように、コロナ以外の通常医療において医療機関のひっ迫が生じておりますので、病床の使用率の状況により、確保している病床を効率的に運用していただく支援策を発動したいと考えております。

また、フェーズ３の最大確保病床７５０床ですが、この確保依頼につきましては、今後、医療機関との協議をしながら検討を進めてまいります。

２つ目でございます。宿泊療養施設につきましては、志太榛原医療圏に、島田市にございますカンデオホテルズ静岡島田において、明後日２８日からの受入れを開始いたします。

また、駿東田方圏域につきましては、２月上旬開設で準備を進めています。

３項目目です。宿泊療養施設の医療体制の充実についてですが、３つのホテル、ホテルジャストワン裾野、東横イン静岡駅北口、リッチモンドホテル浜松におきまして、入院待機ステーションの開設に向けた準備を進めております。

４つ目です。自宅療養者への支援体制につきましては、まず健康観察につきましては、体制を増員いたしまして対応しています。また症状が軽快してきた療養者には、７日目以降を携帯電話のショートメールにより行うなどの省力化を図りつつ、より丁寧な観察が必要な方に注力をしていきます。

市町との連携につきましては、健康観察に応答のない自宅療養者の安否確認については、２８市町で御協力をいただいております。また、食料支援につきましては１８市町から協力をいただいております。

めくっていただいて５項目目です。保健所の体制強化についてです。１月１２日から健康福祉部の職員を２２人、１月１７日からは全庁から応援職員を派遣していただいて６８人、計９０人の職員を各保健所に派遣をしています。また、１３の市町から２０人の保健師さん等の応援もいただいております。

各部局におかれましては、通常業務を割いて応援をいただき、本当にありがとうございます。

また、保健所では、保健所業務のアウトソーシング化も進めています。

（３）ですが、積極的疫学調査につきましては、感染者をしっかりと適切な療養体制に素早くつなげていくということを重視をいたしまして、対象を重症化リスクの高い医療機関・社会福祉施設等に重点化をしてまいります。

6つ目、検査体制です。現在行っております、感染拡大時の一般検査事業であります無料検査につきましては、抗原簡易キットの供給が維持される限り実施期間を2月28日まで延長いたします。

7項目目、ワクチン接種の推進です。3回目の接種につきましては、全年代で前倒しが決定をされています。各市町においては、これに応えるための接種体制作りを進めていただいておりますが、一層の充実をお願いしているところであります。県といたしましても、3回目の接種を支援するために、大規模接種会場4箇所設置し、加速化に取り組みます。

8つ目、社会機能の維持についてです。感染の拡大によりまして、感染者とその濃厚接触者の数が急増して、県民の生活や社会機能に影響を与えるおそれが出ています。

これに備えるために、該当する事業者に対しましては、緊急時の事業計画の確認や濃厚接触の待機期間の取り扱いについて、周知をしているところです。

私からは以上です。

【危機管理監】

はい、ありがとうございます。この報告について質問等ありますか。

では、続きまして、議事（3）静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言について、倉井様からお願いいたします。

【静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議座長】

よろしくお願ひいたします。音声の方は大丈夫でしょうか。私からのメッセージとなります。

オミクロン株による新型コロナウイルスの未曾有の感染拡大により、病床の占有率は、県全体で40%に迫っています。特に西部では50%を超え、東部でも40%を超えています。もう既に病床のひっ迫が始まっています。またこの冬場は、心筋梗塞や脳卒中など様々な緊急治療を要する患者さんも多い時期です。救急外来も、今、多大な負担がかかっています。

このまま新型コロナウイルスの感染の拡大が続き、感染者数が増え続けますと、オミクロン株は軽症であると言われてはいますが、重症化する高齢者にも感染が広がり、更に医療のひっ迫が進むことが予想されます。このような状況の中、国の（評価）レベル分類も、近々レベル3に引上げざるを得ないと私たちは考えています。

今、県にお願いしたいことです。コロナ受入病床の確保、コロナ感染者を診療する診療所、保健所の応援・支援など、医療現場への最大限のサポート、こちらをお願いいたします。

また、県民の皆様へのお願いです。オミクロン株では、今までのコロナウイルスと比べて、身近な生活の場で格段に感染しやすい状況となっています。マスクを外しての会話はリスクとなりますので、顔のサイズに合った不織布マスクを着用して、人との会話をお願いいたします。教育機関や職場では食事時の感染例が目立ちます。食事時の会話を避けてください。大勢での会食、カラオケなどマスクを外し

て会話をする可能性がある機会を極力避けていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

私からは以上となります。

【危機管理監】

ありがとうございます。倉井様におかれましては、業務の都合によりまして、ここで退出されます。倉井様、本日は、御多用のところ大変ありがとうございました。

それでは、以上を受けまして、議事（４）にまいります。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針（案）について、危機管理部から説明してください。

【危機政策課長】

はい。私から資料の４となります本県の対応案につきまして、かいつまんで御説明をしたいと思います。

１番、措置を実施する期間は、令和４年１月２７日木曜日から２月２０日日曜日。

２番、措置の対象とする区域は静岡県全域といたします。

３番、実施措置の内容といたしましては、（１）基本方針といたしまして、オミクロン株は、デルタ株に比べ、感染拡大のスピードが極めて早く、感染が増加しており、これに伴い、濃厚接触者が著しく増加しております。医療をはじめとする、県民生活を支える社会機能を維持するための対応が必要となってきた状況でございます。

こうしたことを受けまして、社会経済活動を継続しつつ、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、３回目のワクチン接種を加速するとともに、飲食機会での対策の徹底や人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制の一層の確保等の取組を総合的に進めてまいります。

それから、全ての事業者に事業継続計画（ＢＣＰ）の点検等を促すことや事業継続のためにやむを得ない場合には、濃厚接触者の待機期間を短縮できることを周知いたします。

なお、ブレイクスルー感染が多発している状況等を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による、県境をまたぐ移動制限、催物の開催制限、飲食店における人数上限の緩和については、実施しないことといたします。

（２）県民への要請につきましては、ア 県民への外出自粛要請として、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう要請いたします。とりわけ、大人数での行動は回避若しくは慎重に行動するよう呼びかけてまいります。

イ 県境をまたぐ移動制限といたしましては、県境をまたぐ不要不急の移動について、極力控えるよう要請します。

ウ 「密」の回避としましては、３密の回避。特に、室内での換気を徹底するよう呼びかけてまいります。

エ 家庭内における感染対策の徹底といたしましては、重症化リスクの高い方がいる家庭で、体調が悪い方がいる場合などは、可能な範囲で不織布マスクの着用や食事を別室で取るなど、家庭内感染の拡大防止を、それから更に、少しでも体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診するよう呼びかけてまいります。

オ 歌唱やカラオケを利用する際の注意といたしましては、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底を呼びかけてまいります。

3 ページをお開きください。

飲食の際の注意といたしましては、なるべく、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とするように呼びかけてまいります。

キ 飲食店等での対策としましては、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛を要請するとともに、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないように要請いたします。

4 ページをお開きください。

事業者等への要請につきましては、ア 飲食店への要請といたしまして、不特定多数の者が利用する食品衛生法の営業許可を受けた飲食店に対し、営業時間の短縮要請を、それから、それに応じた場合には、協力金を支給することといたします。

要請期間は、令和4年1月27日木曜日0時から2月20日日曜日24時まで。対象区域は静岡県全域とし、認証店の場合には、①営業時間を5時から20時までの間とする。それから、酒類の提供は終日停止するという方法か、もしくは、②営業時間を5時から21時までの間とする。酒類の提供時間は5時から20時までの間とする、といういずれかの選択をしていただくことといたします。

非認証店に対しましては、営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供を終日停止するということが要請をいたします。

5 ページをお開きください。

集客施設への要請といたしましては、いわゆる協力金は支給いたしません。要請期間といたしましては、令和4年1月27日木曜日0時から2月20日日曜日24時まで。対象区域といたしましては、県内全域として、遊技施設・遊興施設のような商業施設等、それから、映画館ですとかホテル、運動施設などのイベント関連施設に関しまして、それぞれ、従業員に対する検査の勧奨ですとか、入場をする者の整理、それから、手指消毒の徹底、マスクの着用の周知などを要請いたします。

6 ページをお開きください。ウ 催物（イベント）の開催制限等につきましては、（ア）開催制限の目安として、感染防止安全計画を策定し、県へ提出した催物（イベント）につきましては、人数上限20,000人と収容率100%のいずれか小さいほうを上限とし、それ以外の催物（イベント）につきましては、人数上限5,000人と収容率、大声なしならば100%、大声ありなら50%のいずれか小さいほうを上限といたします。

それから下にいきますが、（ウ）県が主催又は共催する催物等への対応としては、県主催の催物については、イベント事業者等への要請を勘案の上、実施の可否を検討するとともに、7ページになりますが、共催する催物等につきましても、主催者と協議の上で、県主催の催物等と同様の対応をお願いすることといたします。

エ 公立の文化施設等への要請としましては、県有施設は、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に対応を働きかけ、各市町に対しましても、県有施設と同様の対応を働きかけてまいります。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策としましては、クラスターが多発していることを踏まえまして、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけてまいります。

更に、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤、自転車通勤、それから、できる限り大人数の会議は避けるといった、人と人が接触する機会を低減する取組など、感染防止対策の強化を働きかけてまいります。

カ 学校教育活動での対策としましては、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知するとともに、幼稚園及び学校に対して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、感染症対策のより一層の徹底を働きかけてまいります。

それから、中学校ですとか高校等で行われます、8ページになりますが、いわゆる部活動など、感染リスクの高い活動等の制限を働きかけてまいりますとともに、授業集団の分割やオンライン学習など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を働きかけてまいります。

キ クラスター発生の抑制としましては、高齢者・障害者・児童福祉施設・学校及び幼稚園等において、抗原定性簡易キットを活用し、感染者の早期発見に努めるよう働きかけてまいります。

4番の医療提供体制及び療養体制の充実・強化につきましては、（1）確保病床の有効活用の促進として、コロナ病床の更なる確保は難しい状況を踏まえまして、可能な範囲で入院治療期間の短縮を図り、病床を有効活用してまいります。

（2）宿泊療養及び自宅療養機能の強化といたしましては、新規の宿泊療養施設について、志太榛原地域、東部地域への設置を進めてまいります。

9ページをお開きください。

（3）保健所機能の維持としては、感染対策の最前線にある保健所機能を維持するため、全庁的な応援職員の派遣体制を構築いたします。

（4）濃厚接触者の特定といたしましては、保健所業務がひっ迫していることから、積極的疫学調査の対象範囲を重症化リスクが高い医療機関、社会福祉施設、家族等に重点化することといたします。

5番、ワクチン接種の推進といたしましては、市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援するとともに、県の大規模接種会場を設置して、接種を加速してまいります。

6番、社会機能の維持といたしましては、10ページのほうに移りますが、2つ目のポツの辺りでございますが、今後、更に感染状況が深刻化し、社会機能の維持に支障を来すようなやむを得ない状況となった時には、事業者の判断により、濃厚接触者について、自ら検査を行い陰性であることを確認した上で、待機期間を10日間から6日又は7日間に短縮を図ることができることを周知してまいります。

7番、無料検査の延長といたしましては、感染拡大傾向時の一般検査事業については、現下の感染状況を踏まえ、検査試薬等の供給が維持される限り、実施期間を2月28日まで延長することといたします。

8番、経済対策といたしましては、「ふじのくに安全・安心認証制度」について、認証を取得した店舗に対する見回り等により、当該認証制度による感染防止対策の実効性の確保を図ってまいります。

それから、感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持に引き続き注力してまいります。

11ページをお開きください。

9番、誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけでございますが、感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、ワクチンを接種していない方及び接種できない方、用事があって来県した他地域の方等を対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施してまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。ただ今の、まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針案について、質問等ございますでしょうか。お願いします。

【本部長（知事）】

確認ですけれども、あの保健所の機能の強化ということで、既に先週から専門職員22名、それから応援職員68名、プラス市町から20人ということで、110人体制で応援してますね。これをさらに強めるんですか。

【感染症対策担当部長】

保健所の支援体制につきましては、現時点では、今、知事が言っていた数字をマックスと考えておりますが、今後、感染状況が進むようでしたら、そこは経営管理部とも相談をさせていただきながら、次の対応を検討しなければならないと考えております。

それ以外にもですね、非常勤の方、いわゆる臨時職員のような立場の方の応援もいただきながら、体制を整備してまいります。

以上です。

【本部長（知事）】

ありがとうございました。さっき 106 人の方が休まれているということでしたね、保健所は（正しくは、コロナ受入医療機関の医師・看護師）。

110 名応援体制があるから、さし当たってはカバーできるということだと思っております。

もう 1 つはですね、今回の時短といいますか、協力金を支払わなくちゃいけないわけですが、飲食店が中心になってますけれども、それ以外、全て影響を受けるところに配慮するよう要請も届いているのですが、その辺りはどういうふうにも、今検討中ですか、その辺りどういう状況になっているのでしょうか。

【経済産業部長】

はい、経済産業部です。今、知事からのお話につきましては、各団体からもですね、御要望等をいただいておりますので、現在検討中でございます。早急に結論を出していきたいと考えております。以上であります。

【本部長（知事）】

はい、ありがとうございました。

【危機管理監】

それでは本部長、この対応方針案により決定してもよろしいでしょうか。

【本部長（知事）】

はい、了解いたしました。

【危機管理監】

ありがとうございます。その他、各本部員の皆様から報告事項等ございますか。お願いします。

【経済産業部長】

はい、経済産業部です。新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議の委員の皆様から、私が個別に意見の聞き取りをいたしましたので、その結果について御報告をさせていただきます。

委員の皆様からは、現在の感染状況からまん延防止等重点措置の適用は妥当と考えるが、経済活動の自粛を伴うことから、各企業の経営に大きな影響が出てくるため、何らかの支援が必要との意見をいただいております。

また、今回の感染拡大の発生場面や原因を分析した上で、各現場で効果の高い対策を県民の皆様にはしっかりとアナウンスしていくことが必要、との意見もいただきました。

委員の御意見は以上のおりでございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。それでは最後に、本部長から対策本部に対する指示事項をお願いいたします。

【本部長（知事）】

確認のようになりますけれども、御指示を差し上げたく存じます。

現在、本県では、オミクロン株の強力な感染力によりまして、感染者が急増しており、入院患者の病床がひっ迫していることに加え、医療従事者や介護従事者に感染者や濃厚接触者が相次ぎ、出勤できないことによる人員不足が生じるなど、医療や介護への影響が大変危惧される状況です。

こうした中、昨日、政府において、本県の「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

私たちは、本県の医療提供体制を維持し、県民の命を守るとともに、社会全体への影響を最小限とするため、急激な感染拡大の抑止に全力で取り組む必要があります。

オミクロン株におきましても、基本的な感染防止対策は変わりません。大人数での行動が、感染拡大につながっていることも踏まえ、県内の全ての業種・業態において、感染防止対策が徹底されるように、各部局では、所管する関係団体等を通じて、感染防止に係るきめ細かな情報提供並びに広報を積極的に行ってください。

飲食店事業者の皆様には、営業時間の短縮要請や、酒類の提供自粛等を要請いたします。

飲食店に関係する業種や、感染拡大により経営に影響が出ている事業者の皆様に対し、国や県の各種給付金、協力金、貸付金などの制度について、広く周知していただきまして、丁寧に相談に応じてくださるようお願いをいたします。

幼稚園や学校等につきましては、若年層における感染拡大が顕著になっております。これを踏まえ、児童・生徒・学生さん等に対して、危機感の醸成や基本的な感染対策の更なる徹底を周知していただくとともに、部活動など感染リスクの高い活動に対する必要な制限、また遠隔授業、授業集団の分割等々、感染リスクの低減を図るための対策の実施を働きかけてください。

更に、企業や団体の皆様には、在宅勤務や時差出勤の促進による感染防止対策の強化を呼び掛けてまいります。県といたしましても、在宅勤務や休暇取得の促進など、経営管理部を中心に、引き続き、人流を減らす勤務体制に取り組んでくださるようお願いいたします。

医療機関では、病床のひっ迫度合いが高まっております。入院治療期間の短縮を図るなど、病床の有効活用や、抗体療法や経口治療薬の投与など、医療提供体制及び療養体制の確保に向けた取組とともに、感染拡大を可能な限り抑制するため、3回目のワクチン接種を加速するなど、健康福祉部を中心に、全力で取り組んでくださるようお願いいたします。

いずれの部局においても、県が主催又は共催するイベントにつきましては、その規模、感染対策の状況等を勘案をして、実施の可否を検討してください。

各部局におかれまして、あらゆる場面で感染拡大防止のために積極的に取り組んでください。また、年度末の重要な時期でございますので、事業の適正な執行との両立も図ってください。

まん延防止等重点措置の実施に取り組むよう強くお願い申し上げます。

以上であります。

【危機管理監】

承知いたしました。以上で議事を終了いたします。

進行を事務局へ返します。

【危機政策課長】

はい。以上をもちまして、本部員会議を終了します。